

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置		
税 目	法人税・所得税		
要 望 の 内 容	<海外不動産関係> 海外不動産の取得を目的とした現地 S P C の株式又は出資を取得する場合については、投資法人に対する当該株式又は出資に係る 50% 以上保有規制を撤廃すること。 < E T F 関係 > ① 特定株式投資信託たる E T F の設定・交換にあたって、E T F が連動する指数の構成銘柄のうち、権利落ちが発生する銘柄等について当該銘柄の価額に相当する金銭を用いた設定・交換（現物と金銭の混合設定・交換）を容認するとともに、支払者の源泉徴収義務を免除すること。 ② 特定株式投資信託たる E T F が重大な約款変更を行った際に、受託者が反対受益者から買い取った受益権について、受託者が一部解約を請求できるようにすること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （—）

(1) 政策目的

<海外不動産関係>

投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図る。

< E T F 関係 >

- ① 特定株式投資信託たる E T F の設定・交換を円滑化し、指数構成銘柄たる株式等の市場の活性化を図ると共に、E T F 市場の高い流動性の実現を図る。
- ② 特定株式投資信託たる E T F が重大な約款変更を行った際に、受託者が反対受益者から買い取った受益権について、受託者が一部解約を請求できるようにすることにより、投資家への基準価額が指数と正確に連動する E T F 提供の実現を図る。

(2) 施策の必要性

<海外不動産関係>

投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないが、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国（例えば、中国、インド）の不動産取得を可能とするため、不動産保有 S P C を当該国に設立する必要性が高い。しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている（投資信託・投資法人法制）。

よって、上記の点については、投資信託・投資法人法制の見直しを講じるとともに、さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっていることから、税制上の措置を併せて講じる必要がある。

< E T F 関係 >

- ① 投資信託は金銭設定・金銭償還が原則とされており、E T F のように、受益者保護に欠けるおそれのない場合は、現物設定・現物償還が例外的に容認されている。しかし、現在、設定者が自己株を拠出するといった例外的な事例を除き、現物と金銭を混合して設定・償還することは認められていない（投資信託・投資法人法制）。このため、権利落ちによる市場価格の変動といった一定の事由により、指数の構成銘柄が多い現物設定・交換型 E T F の円滑な設定・交換に支障が生じ、E T F の基準価額と取引価格との間に乖離が生じるおそれ。

よって、上記の点については、投資信託・投資法人法制の見直しを講じるとともに、また、E T F につき一部現金による交換を認める場合、当該現金のうち配当部分につき源泉徴収が必要となる。しかし、E T F については個別元本が不明であるため、源泉徴収の算定基礎額となる配当の額を確定することができないおそれがあることから、税制上の措置を併せて講じる必要がある。

		② E T Fについて重大な約款の変更等がなされる場合、書面による決議において当該約款変更等に反対した受益者は、受託者に対して受益権の買取請求を行うことができる。 一般的に買取対象となる受益権は少数であり、信託財産と交換することが可能となる口数には至らないため、受託者が買い取った受益権については、市場売却により処分することしかできない。市場売却については、E T Fが連動している指数価格と売却価格との間に乖離が生じるおそれがあるためかかる対応は困難であることから、税制上の措置を併せて講じる必要がある。	
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	<海外不動産関係> 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REIT の資産規模の拡大を図ること。 (平成 24 年 7 月に閣議決定された「日本再生戦略」では、J-REIT の資産規模に関し、2015 年度までに 40%増 (2011 年度比)、2020 年度までに倍増 (2011 年度比) とされている。) <E T F 関係> ① E T Fの設定・交換を円滑化し、指数構成銘柄たる株式等の市場の活性化を図ると共に、E T F市場の高い流動性の実現を図る。 ② E T Fが重大な約款変更を行った際に受託者が反対受益者から買い取った受益権について、受託者が市場での売却ではなく、信託財産を用いた金銭解約ができるようにすることにより、投資家への基準価額が指数と正確に連動する E T F提供の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	<海外不動産関係> 投資法人による海外不動産組入れが事実上困難であることから、J-REIT の資産規模の拡大を図りがたい状況である。

			< E T F 関係 > ① 構成銘柄の多い指数を採用している E T F 構成銘柄については、設定・交換が困難となっている。例えば、TOPIX に連動する E T F においては、2009 年の 243 営業日中 148 日（60.9%）、設定・交換が停止されるなど、流動性確保に支障が生じている。 ② E T F が重大な約款変更を行った場合における反対受益者から買い取った受益権について、受託者は自らの信託財産を用いた金銭解約ができないことにより、E T F の信託財産中に E T F 受益権が保有され続ける（会社でいう自己株保有）という状態が解消できない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	< 海外不動産関係 > 新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。なお、我が国において、不動産投資法人は平成 24 年 8 月末時点で 35 法人が上場している。 < E T F 関係 > ① ・ ② 既存の E T F 等を中心に適用が見込まれる。なお、東京証券取引所において、E T F は平成 24 年 8 月末時点で 121 銘柄が上場している。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	< 海外不動産関係 > 本件要望が認められれば、投資家に多様な商品が提供されることにより、J-REIT の資産・収益規模の拡大が図られる。その結果、J-REIT から個々の投資家への分配規模の拡大を通じ、（投資家段階での）課税対象規模の拡大にも資することが見込まれる。 < E T F 関係 > ① ・ ② 本件要望が認められれば、E T F の裁定取引が活性化し、ETF 受益権の流動性が確保できると共に、E T F 市場及び指数構成銘柄たる株式等の市場規模の拡大も見込まれる。また、（投資家段階での）課税対象規模の拡大にも資することが見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	政策の達成目標の実現に際し、上記の有効性の存在に加え、効率的（新たな財政上の措置等も不要）な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。	
これまでの要望経緯		本年度からの要望である。	